いすみ市小規模事業者等創業支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、市内における創業を促進し、新規事業者の事業活動の活性化及び雇用の創出を図るため、販路開拓等に取り組む小規模事業者等に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　小規模事業者等　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第51号）第２条に規定する小規模事業者及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。

（２）　持続化補助金　令和元年度補正予算・令和３年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程（2022年３月22日全国商工会連合会制定）又は小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程（2023年３月３日全国商工会連合会制定）に基づき交付される小規模事業者持続化補助金をいう。

（補助対象者）

第３条　この告示による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する小規模事業者等とする。

（１）　持続化補助金（第11回以降の公募分に限る。）の創業枠の交付を受けていること。

（２）　申請時において市内に主たる事務所又は住所を有し、かつ、市内で事業を営んでいること。

（３）　市税等の未納がないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、持続化補助金に係る補助対象経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費から持続化補助金の交付額を控除した額に２分の１を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。

２　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、いすみ市小規模事業者等創業支援補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　次に掲げる持続化補助金に係る書類の写し

ア　経営計画書兼補助事業計画書

イ　補助事業計画書

ウ　実績報告書

エ　確定通知書

（２）　法人の場合は定款又は商業登記簿謄本、個人の場合は開業届の写し

（３）　市税等納税証明書

（４）　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市小規模事業者等創業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関口座に補助金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

第８条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　持続化補助金の交付決定を取り消されたとき。

（４）　その他この告示の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、いすみ市小規模事業者等創業支援補助金交付決定取消通知書（様式第３号）により、当該取消しを受けた者

に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、いすみ市小規模事業者等創業支援補助金返還命令書（様式第４号）により、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。